

## 09 厚生労働省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	090010	プロジェクト名	舟形ふるさと特養実証特区	
要望事項 (事項名)	ふるさと特養実証事業による都市部高齢者入所要件の緩和	都道府県	山形県	
		提案事項管理番号	1002010	
提案主体名	山形県舟形町			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>①「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第4条の2の「正当な理由」の解釈として、「協定に基づいて、都市部の要介護者を市町村が設置する特別養護老人ホームに定員の一部として入所させることにより、当該市町村の住民たる要介護者が入所できないとき」を認めること。</p> <p>②老人福祉法第15条第6項の特別養護老人ホームの認可をしない旨の特例として、「ただし、協定に基づき、都市部の要介護者を市町村が設置する特別養護老人ホームに定員の一部として入所させる場合はこの限りでない」の規定を追加すること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>都市部において要介護者が増加しているにもかかわらず、老人介護福祉施設に入所することが困難となっている実態に鑑み、地方において、特別養護老人ホームを整備し、都市部の要介護者に入所の機会を提供するとともに、地方における雇用の拡大を図る。</p> <p>具体的には、町の廃校となった小学校跡地を社会福祉法人に無償貸与し、80床（概ね地方向け30床、都市部向け50床）規模の特別養護老人ホームを整備する。この施設において都市部の要介護者を受け入れることにより、都市部では、土地不足による介護施設整備の遅延や介護待機者の増加等の課題の解消が図られる。さらに、地方においては、新たな介護施設の整備により雇用の創出が図られ、人口増対策にもつながるものである。</p> <p>なお、本取組においては、介護保険法の適用等について新たな課題が発生することも想定されることから、構造改革特区の取組として実験的・先駆的に実施することが適当である。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	090020	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	化粧品製造及び販売業の許可要件の緩和	都道府県	島根県	
		提案事項管理番号	1004010	
提案主体名	島根県大田市			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>現行法で規定されている化粧品の製造及び販売業を営む際の薬剤師等が常駐することの設置基準について、一定の要件のもと設置基準を緩和するもの。</p>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>■実施主体 さんべ女子カンパニー（今後、法人化予定）</p> <p>■実施予定時期 平成27年4月～（西の原レストハウスの指定管理者として）</p> <p>■提案理由 市の施設である大田市三瓶町の西の原レストハウスの指定管理者（H27.4～）として市へ応募中。さんべ女子会会員並びに三瓶山エリアで暮らし営む人の活動の場、交流の場、発信の場、売り場の創出を図ることを運営方針としている。 その具体的な事業の一つとして、三瓶山で採取されるハーブ・薬草等を活用した石鹸、ローションなどの化粧品を製造・販売することとしている。 石鹸やローションなどの化粧品の製造・販売する場合には、薬事法に基づき「化粧品製造販売業」と「化粧品製造業」の許可を取得することが必要であり、そのためには薬剤師などの専門知識を有する者の常駐が要件となっている。 規模によらない一律の設置基準が上記のような小規模な活動において高いハードルとなっている。</p> <p>■代替措置 地域に根ざした小規模の活動においては、「顧問薬剤師の監修のもと、定期的に実地指導及び遂行状況把握する」などの期間限定の規制緩和をすることでスタートアップ支援が必要。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	090030	プロジェクト名	公立幼保連携型認定こども園における外部搬入容認事業	
要望事項 (事項名)	公立施設における外部搬入方式の容認について	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1005010	
提案主体名	安城市			

制度の所管・関係府省庁	内閣府 文部科学省 厚生労働省
-------------	-----------------------

求める措置の具体的内容	<p>幼保連携型認定こども園に係る省令に規定される食事の提供について、満三歳児以上の園児に対する場合にのみ認められる外部搬入を、公立施設についてはすべての年齢の園児に対して外部搬入による食事の提供を認めるよう、当該年齢制限を撤廃すること。</p> <p>「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を保育所だけではなく、幼保連携型認定こども園への対応を要望するもの。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、当市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定を受け、給食センター方式による外部搬入により、0・1・2歳児の給食を提供している。</p> <p>子ども子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は満3歳未満児について、自園調理が義務付けられているため、当市では公立施設が幼保連携型認定こども園へ移行することが困難になっている。</p> <p>そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することにより、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を可能とすることを提案するもの。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	090040	プロジェクト名	⇒在留資格「留学」付与対象に介護研修施設で研修を受ける外国人を追加する件	
要望事項 (事項名)	介護職員初任者研修を受講する外国人に対する「留学」の在留資格の付与	都道府県	福岡県	
		提案事項管理番号	1007010	
提案主体名	(株)インターアジア			

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>外国人向けの介護士養成講座を行っている研修施設で研修を受ける外国人に対して、「留学」の在留資格の付与を求める。「留学」の在留資格の付与は入管法別表にある通り、大学、短大、高校などで教育を受ける外国人に限定されているため、介護士養成の研修施設で受ける外国人も「留学」の在留資格の付与の対象に加える規制緩和を提案する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【提案理由】日本の介護人材不足が深刻である中、厚労省では、2025年までに新たに100万人の介護労働者が必要と試算している。アジア諸国において日本の介護教育が高く評価されていることから介護職員初任者研修の受講を希望する学生は多い。しかしながら出入国管理及び難民認定法の規制によって介護研修施設へ留学生として入国することはできない。「留学」の在留資格を付与する外国人受け入れ機関に介護研修施設を加える特例措置を求めるものである。</p> <p>【具体的事業の実施内容、提案理由】アジア諸国の医療系大学（大学、短大、専門学校、高校を含む）などから日本の介護資格取得（介護職員初任者研修）を目的とした介護研修生を「インターアジアスクール」（仮称）で受け入れる。</p> <p>◎送り出し国において、あらかじめ、日本語検定3～4級レベルの資格取得を前提。◎来日する介護研修生は、大学関係機関などからの推薦とする。</p> <p>◎研修生はインターアジアスクールが責任を持って引き受ける。◎受け入れる生徒数は、都度20名とし年間3回開催する。</p> <p>◎1回あたりの研修期間は4か月以内とする。</p> <p>◎研修期間内に40日間介護施設での実技研修を受ける。</p> <p>◎実技研修期間中は研修生であることから、インターアジアスクールより受け入れ施設に研修費を支払う。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	090050	プロジェクト名	コ・デンタル及び口腔保健特区	
要望事項 (事項名)	歯科衛生士業務従事者の拡大	都道府県	熊本県	
		提案事項管理番号	1009040	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>歯科医師又は歯科衛生士以外のものが、それらの有資格者の指示の下、歯科衛生士業務（歯科医師法第17条、歯科衛生士法第2条の各号、第13条の各号）が行える様、特例を求める。</p>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>(要望内容)</p> <p>歯科衛生士法第13条の規定により、歯科衛生士以外の者は同法第2条に規定する業務を行う事は出来ない。これについて、過疎地域に限定して、歯科医師又は歯科衛生士以外の者が、それらの有資格者の指示の下、歯科衛生業務を行えるようにする。</p> <p>なお、歯科衛生業務に必要な知識・能力を担保し安全に業務を行うため、地方公共団体もしくは非営利法人が開設する養成所において、歯科衛生士養成所指導要領に準拠して2年（1600時間）以上履修し、地方公共団体において実施する試験に合格した者のみが業務を行えるものとする。</p> <p>(提案理由)</p> <p>歯科口腔保健の推進に関する法律が制定され、歯科口腔保健の重要性が増し、チーム歯科医療の実現化を図ることが重要とされている。</p> <p>しかしながら、歯科衛生士は全国的に不足しており、厚生労働省、日本歯科医師会等が復職推進を行い微増傾向にはあるものの、都市部に偏在している。過疎地においては歯科衛生士の絶対数がそもそも少なく、人口流出に伴い歯科衛生士の人材流出が特に顕著である。このような地域においては深刻な人手不足を補うため、歯科医師の過剰労働や歯科助手採用を余儀なくされている。</p> <p>本提案により歯科衛生士の業務を行える人材を広く確保することにより、歯科医師の過剰労働の軽減、歯科医療水準の向上、地域間格差の是正、歯科助手の地位向上・待遇改善を図ることができると思われる。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	090060	プロジェクト名	コ・デンタル及び口腔保健特区	
要望事項 (事項名)	歯科医業務従事者の拡大	都道府県	熊本県	
		提案事項管理番号	1009050	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>歯科医師以外のものが、歯科医師の指示の下、歯科医業務（歯科医師法第17条、歯科衛生士法第2条の各号、第13条の各号）の一部（印象採得、咬合採得、歯周組織検査、唾液検査、口腔内写真検査、顎運動関連検査（MMG等）、細菌簡易培養検査、筋電図に係る業務）が行える様、特例を求める。</p>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>（要望内容）          歯科医師法第17条の規定により歯科医師以外の者は歯科医業務を行う事は出来ない。これについて、過疎地域に限定して、歯科医師以外の者が、歯科医師の指示の下、印象採得、咬合採得、歯周組織検査、唾液検査、口腔内写真検査、顎運動関連検査（MMG等）、細菌簡易培養検査、筋電図に係る業務を行えるようにする。          なお、当該業務に必要な知識・能力を担保し安全に業務を行うため、地方公共団体もしくは非営利法人が開設する養成所において、解剖学、生理学、病理学、微生物学等を1年（800時間）以上履修し、地方公共団体において実施する試験に合格した者のみが業務を行えるものとする。</p> <p>（提案理由）          歯科口腔保健の推進に関する法律が制定され、歯科口腔保健の重要性が増し、チーム歯科医療の実現化を図ることが重要とされている。          しかしながら、歯科衛生士は全国的に不足しており、厚生労働省、日本歯科医師会等が復職推進を行い微増傾向にはあるものの、都市部に偏在している。過疎地においては歯科衛生士の絶対数がそもそも少なく、人口流出に伴い歯科衛生士の人材流出が特に顕著である。このような地域においては深刻な人手不足を補うため、歯科医師の過剰労働を余儀なくされている。          人体に侵襲しない上記の業務について歯科医師以外が行えるようにすることにより、歯科医師の過剰労働の軽減、歯科医療水準の向上、地域間格差の是正、歯科助手の地位向上・待遇改善を図ることができると思われる。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	090070	プロジェクト名	コ・デンタル及び口腔保健特区	
要望事項 (事項名)	歯科技工士の業務範囲拡大	都道府県	熊本県	
		提案事項管理番号	1009060	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>歯科技工士が、歯科医師の指示の下、歯科医行為等（歯科医師法第 17 条、歯科技工士法第 20 条）の一部（印象採得、咬合採得、試適、筋機能訓練、歯科口腔リハビリテーション 1 に関する行為、および、それに付随する検査）が行える様、特例を求める。</p>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>(要望内容)</p> <p>歯科技工士法第 20 条の規定により、歯科技工士は印象採得等の業務を行う事は出来ない。</p> <p>これについて、歯科技工士が、歯科医師の指示の下、印象採得、咬合採得、試適、筋機能訓練、歯科口腔リハビリテーション 1 に関する行為およびそれに付随する検査を行えるよう業務範囲を拡大する。</p> <p>なお、業務を安全に行うため、地方公共団体または非営利法人のみが開設する養成所において解剖学、生理学、病理学、微生物学等を 1 年（800 時間）以上教育を受けることを要件とし、かつ、地方公共団体の実施する試験において合格した者に限定する。</p> <p>(提案理由)</p> <p>歯科技工士は歯科技工業務および口腔内観察業務以外はできない。そのため、歯科技工士が歯科医院に常勤する必要性が乏しく、これらの業務は外注へと移行し、歯科技工士の就業先も大部分が個人開業へと移行した。このため歯科技工所が乱立し、価格競争及び納期競争が生じた。これにより過酷な労働環境が形成され、若年層の離職率が 80% という深刻な状況にある。歯科技工士の高齢化が進んでいる中、現在の離職率を改善しなければ歯科医療の破綻を招く。しかしながら、個人開業が主な就業先となっている現状では、単純に就業者が増加しただけでは、減少傾向にある補綴物の受注競争を加速させることに繋がりがかねない。このため、歯科技工士の業務を拡大することにより、歯科医院への就業を促し、歯科技工業界の高齢化の防止、継承者不足の解消、歯科技工業界破綻による歯科医療崩壊の予防策となる。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	090080	プロジェクト名	コ・デンタル及び口腔保健特区	
要望事項 (事項名)	歯科衛生士の業務拡大（各種検査業務等）	都道府県	熊本県	
		提案事項管理番号	1009070	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>歯科衛生士が、歯科医師の指示の下、歯科医行為（歯科医師法第17条、歯科衛生士法第2条の各号、第13条の各号）の一部（主訴の聞き取り、主訴のカルテ記載、印象採得、咬合採得、歯周検査、顎運動関連検査（MMG など）等の各種検査の業務）が行える様、特例を求める</p>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>（要望内容）</p> <p>歯科衛生士の行える業務は、歯科衛生士法第2条に規定されたものに限定されている。これについて、歯科衛生士が歯科医師の指示の下、主訴の聞き取り、主訴のカルテ記載、印象採得、咬合採得、歯周検査、顎運動関連検査（MMG など）等の各種検査の業務を遂行できるよう業務範囲を拡大する。</p> <p>その際、業務を安全に行うため、対象となる歯科衛生士を、3年制教育に移行後の専門教育を受けた歯科衛生士、もしくは2年制以下の教育を受けた歯科衛生士で実務経験が3年以上有り、地方公共団体もしくは非営利法人が開設する養成所において1年（800時間）以上の教育を受けた者に限定する。</p> <p>（提案理由）</p> <p>歯科衛生士は現在3年制教育に完全移行しており、知識・技術の高度化が図られているにもかかわらず、その業務範囲は従来と変わっておらず、高度化された知識・技術を応用する機会に乏しい。</p> <p>このため、歯科衛生士の業務範囲を拡大することが歯科医療の向上に資するものと思われる。</p>



09 厚生労働省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	090090	プロジェクト名	コ・デンタル及び口腔保健特区	
要望事項 (事項名)	歯科衛生士の業務拡大（放射線写真撮影等）	都道府県	熊本県	
		提案事項管理番号	1009080	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>歯科衛生士が、歯科医師の指示の下、歯科医行為（歯科医師法第 17 条、歯科衛生士法第 2 条の各号、第 13 条の各号）の一部（歯科用 CT、パノラマ、セファログラフィ、歯科用レントゲン等、歯科放射線写真撮影における照射スイッチ操作等の業務）が行える様、特例を求める</p>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>（要望内容）</p> <p>診療放射線技師法第 24 条の規定により、医師、歯科医師又は診療放射線技師でなければ業として放射線を人体に照射することはできない。これについて、歯科衛生士有資格者につき、歯科医師の指示の下、歯科用 CT、パノラマ、セファログラフィ、歯科用レントゲン等、歯科放射線写真撮影における照射スイッチ操作等の業務を行えるよう業務範囲を拡大する。</p> <p>この際、業務の安全性を担保するため、地方公共団体または非営利法人の解説した養成所において 1 年（800 時間）以上の教育を受け、かつ、地方公共団体の実施する試験に合格した者のみを対象とする。</p> <p>（提案理由）</p> <p>放射線写真撮影に関しては、現在、医師、歯科医師、放射線技師のみが業務を行うことができるが、歯科医院においては放射線技師を雇用する程の保険点数が無く、歯科医師が業務を遂行している。これによる歯科医師の業務過多がチーム歯科医療を阻害している。</p> <p>現在歯科衛生士は 3 年制教育に完全移行しており、知識・技術の高度化が図られているにもかかわらず、その業務範囲は従来と変わっておらず、高度化された知識・技術を応用する機会に乏しい。このため、歯科衛生士の業務範囲を拡大することが歯科医療の向上に資するものと思われる。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	090100	プロジェクト名	コ・デンタル及び口腔保健特区	
要望事項 (事項名)	市町村による口腔保健支援センターの設置および外部委託	都道府県	熊本県	
		提案事項管理番号	1009090	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	市町村が独自による口腔保健支援センターの設置を可能とし、その業務を歯科医師が執行役員として在籍する非営利法人に外部委託することができるよう明確にする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(要望内容)</p> <p>市町村において口腔保険支援センターの設置を可能とする。 また、当該センターの業務を、歯科医師等の専門家が執行役員として在籍する非営利法人に外部委託できるよう明確にする。</p> <p>(提案理由)</p> <p>平成 23 年歯科口腔保健の推進に関する法律が制定され、地方自治体はその地域の実情に合わせた歯科口腔保健の推進に対し責務を負うとされている。歯科口腔保健の推進に関する法律第 15 条の規定により、口腔保健センターの設置は都道府県もしくは保健所を設置する市または特別区に限られており、町村では県の設置する口腔保健支援センターが管轄となる。しかしながら、県設置の場合では郡市区単位の設置となるため、郡市区における中心都市が基準に取り組みされる。その為、その中心地と辺縁部とでは実情が異なり、同法の主旨である、その地域の実情に合わせた歯科口腔保健サービスの実施が難しくなる。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	090110	プロジェクト名	働くシルバー、はつらつ元気都市づくり	
要望事項 (事項名)	シルバー人材センターにおける就 労業務制限の緩和	都道府県	埼玉県	
		提案事項管理番号	1012010	
提案主体名	草加市			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>シルバー人材センターにおける高齢者の就労業務制限を緩和し、高齢者の就労機会の拡大と収入の増加を図る。具体的には、就労日数の制限を月10日から15日に、就労時間の制限を週20時間から週30時間にして、シルバー人材センターが急増する高齢者の受け皿としての機能を十分に果たせるようにする。</p>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>シルバー人材センターにおける高齢者の就労業務制限を、就労日数の制限を月10日から15日に、就労時間の制限を週20時間から週30時間に緩和し、高齢者の就労機会の拡大と収入の増加を図る。なお就労範囲拡大に伴い、急増する高齢者の受け皿機能を十分果たせるよう、市、シルバー人材センター、ハローワーク等が連携して(仮称)草加市シルバー人材バンクセンターを設置し、シルバー世代の積極的な人材登録と職業紹介、職業提供を行う。</p> <p>(提案理由)</p> <p>草加市のシルバー人材センターは、2千名を超える会員数、受注業務の多様さ、ボランティア活動の展開など、全国にも誇れる組織であるが、ここ数年、会員数が減少傾向にある。高齢者の急速な増加に反して会員数が減少する原因の一つは、高齢者の働く市場、仕事に求めるものの変化にあると考えられる。第一に、より多くの収入を求める傾向が強まっていること。第二に、現役時代に培った経験、知識、技術等をより有効に生かせる仕事を求める傾向がある。しかし、現行は、従事できる業務が「臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務」に限定されていることなどから、こうしたニーズに応える仕事を提供しにくい状況となっている。</p> <p>そのため、大都市圏近郊で高齢者が増加しており、また雇用の需給状況に鑑みて民業を圧迫せず、むしろ中小企業の活性化に繋がることが想定される地域においては、シルバーの就労業務制限を緩和することで、元気なうちは働き、社会参加できる機会を画期的に拡大し、「孤立化」「病弱化」「貧困化」の連鎖を断ち切り、はつらつとした元気都市を目指すことができる。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	090120	プロジェクト名	障害児学校生活支援事業	
要望事項 (事項名)	障害児通所支援事業の拡大	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	1018010	
提案主体名	豊中市教育委員会		支援教育チーム	

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	児童福祉法に基づく障害児通所支援に、公立小中学校への看護師配置による通所支援を追加すること
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、豊中市立小中学校に通学する医療的ケアを必要とする児童生徒は17人であり、人工呼吸器の管理や経管栄養・気管内吸引等の医療的ケアを受けながら学習している。平成24年7月の文部科学省、中教審報告で「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」という方向性が示されたことにより、学校教育における、医療的ケアを必要とする児童生徒への対応事例が年々増えてきている。「小児在宅医療を支える体制づくり」及び「障害児の教育を受ける権利の保障」「合理的配慮の提供」を継続していくために、障害児通所支援に公立小中学校への看護師配置による通所支援を追加していただきたい。</p> <p>そうすることによって、地域における医療、福祉、教育の連携体制の構築の推進と、中教審の報告が示す、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が図られると考える。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	090130	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	非検疫港における検疫の特例	都道府県	宮崎県
		提案事項管理番号	1021010
提案主体名	宮崎県、日南市		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>非検疫港（無線検疫港）である油津港において、外国クルーズ船に限って特例的な検疫を実施し、一類感染症等発生国・流行地域からファーストポートとしての入港を可能とする。</p>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p><b>【要望内容】</b></p> <p>国際クルーズ船が入港する場合に限り、非検疫港において臨時で検疫を行えるよう特例を認める。なお、本特例を実施できる港については、外国クルーズ船の入港実績のある無線検疫港に限定することにより、対象となる港を絞ることができ、また感染症の国内侵入リスクを一定程度抑える事ができる。</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p>国においては、2020年に向けて訪日外国人旅行者数2000万人、またクルーズ100万人時代の実現を目標として掲げている中、本県においても、外国クルーズ船の寄港は海外観光客の誘客に資するとともに地域への経済効果が非常に大きいことから、県や地元市等が一体となって積極的に誘致活動を推進しているところである。</p> <p>本県南部に位置する油津港は、南九州に16万トン級が寄港できる港が無い中、来年4月には16万トン級の大型クルーズ船に対応できるよう整備を進めていることや、特に成長著しいアジアにおける大型クルーズ船の一大拠点である上海や香港などからの距離的な優位性により、中国発着の日本太平洋側クルージングの南九州におけるファーストポートの拠点として、船会社や旅行会社からも大きな期待を寄せられている。</p> <p>しかしながら、油津港は無線検疫港には指定されているが、検疫港ではないため、一類感染症等発生国・流行地域からの船舶はファーストポートとして入港できず、大手クルーズ船社や旅行会社からの強い要請に対応できず、誘致活動に大きな支障が生じている。</p> <p>なお、油津港は、出入国管理については「出入国港」として、また税関については「開港」として指定されており、ファーストポートとしての入港は可能な状況にある。</p>

## 09 厚生労働省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	090140	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	検疫港指定基準の緩和による検疫 港指定	都道府県	宮崎県	
		提案事項管理番号	1021020	
提案主体名	宮崎県、日南市			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>非検疫港（無線検疫港）である油津港において、検疫港指定基準を緩和し、検疫港に指定し、外国クルーズ船のファーストポートとしての入港を可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p><b>【要望内容】</b></p> <p>油津港に関して、検疫港なみの体制を整備した上で、検疫港指定基準のうち入港隻数を特例的に3分の1に緩和し、検疫港に指定することにより、ファーストポートとして寄港できるようにする。なお、本特例を実施できる港を、外国クルーズ船が受け入れ可能な無線検疫港に限定することにより、限られた予算・人員の中で、効率的な検疫を実施できる。</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p>国においては、2020年に向けて訪日外国人旅行者数2000万人、クルーズ100万人時代の実現を目標として掲げている中、本県においても、外国クルーズ船の寄港は地域への経済効果が非常に大きいことから、県や地元市等が一体となって積極的に誘致活動を推進しているところである。</p> <p>本県南部に位置する油津港は、南九州に16万トン級が寄港できる港が無い中、来年4月には16万トン級の大型クルーズ船に対応できるよう整備を進めていることや、特に成長著しいアジアにおける大型クルーズ船の一大拠点である上海などからの距離的な優位性により、中国発着の日本太平洋側クルージングの南九州におけるファーストポートの拠点として、船会社等からも大きな期待を寄せられている。</p> <p>しかしながら、油津港は無線検疫港には指定されているが、検疫港ではないため、一類感染症等発生国・流行地域からの船舶はファーストポートとして入港できないことから、船会社等からの強い要請に対応できず、誘致活動に大きな支障が生じている。</p> <p>なお、油津港は、出入国管理については「出入国港」として、また税関については「開港」として指定されており、ファーストポートとしての入港は可能な状況にある。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	090150	プロジェクト名	飛騨市移住交流促進特区	
要望事項 (事項名)	移住体験用住宅における旅館業法の規定の適用除外	都道府県	岐阜県	
		提案事項管理番号	1023050	
提案主体名	飛騨市			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>移住体験用の一般住宅については、3日以上賃貸借契約と厳密な審査により、旅館業法の規定の適用除外とする。</p>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>当市は人口減少・高齢化が著しく、地域活性化・定住人口拡大が喫緊課題となっている。2012年から市内民間共同体「飛騨里山オフィスプロジェクト」により、空き家調査、古民家等地域資源の活用、都市部との交流事業が積極的に取り組まれており、地方創生の先進事例となっている。また、地域住民も地域の魅力を再認識し、その期待は大きい。しかし、交流から移住定住に至るには、その地の風土、コミュニティ等を知るための生活体験が必要であり、本特例措置により本気で移住を希望する者に対して、一般住宅を短期間賃貸することで定住人口拡大につなげたい。</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p>現行法解釈では1ヵ月未満の宿泊で料金徴収する場合は旅館業に該当され、基準に合った施設改修が必要となる。しかし、当施設は移住後を想定した一般住宅にて生活体験することに意味があり、ホテル・旅館ではその目的は成し得ない。一方、滞在条件1ヵ月以上では利用者は既に移住可能者である。移住検討という目的から当施設は3日以上滞在条件の賃貸住宅としたい。</p> <p><b>【代替措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は移住目的の一戸建て貸切施設であり、賃貸借契約の締結、身分証明・移住意思の確認・審査を行って本気で移住を希望する者に貸し出すもので、不特定多数に貸すものではない。さらに滞在中は管理者が随時同行サポートすることで、公衆衛生の確保や善良の風俗の保持が担保されるとともに、立地についても周辺住民に受容されやすい。</li> <li>・本市では旅行者がホテル・旅館に3日以上滞在されることは極希であり、当施設は3日以上滞在を条件とすることで、旅行者との差別化、既存旅館業者と役割分担もできる。</li> </ul>

09 厚生労働省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	090160	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	初期救急医療施設・設備の異なる 診療所設置主体による共用の特例	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	1026010	
提案主体名	枚方市			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>運営主体及び開設者が異なる診療所が、一の診療所施設・設備を用いて救急医療を提供することを可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>休日や夜間における軽症救急患者に対応するため、市町村の圏域ごとに整備することとされている初期救急体制は、様々な運営形態で整備されており、小児科をはじめとする医師の確保が困難な状況が続いているなかで、救急医療を提供する診療所の施設・設備を異なる運営主体・開設者が時間を区切った上で共用できるようにすることで、持続的で効率的な初期救急医療の提供につながる。</p> <p>提案理由：</p> <p>本市では、休日及び土曜日の準夜における初期救急診療は、医師会に委託して、医師会館内の枚方休日急病診療所で行い、毎日の夜間における小児科の初期救急診療は、北河内7市で構成する北河内夜間救急センター協議会が本市の保健センター内で行っている。</p> <p>この運営主体・管理者が異なる初期救急機関を集約するに際し、ひとつの診療所施設・設備を共用することで、利用者にとっては、どの時間帯でも同じ場所で受診することができ、医療の供給側にとっては、診察室や調剤室のタイムシェアによる効率化を図ることができる。</p> <p>代替措置：</p> <p>共用する診療所は、使用目的を初期救急診療に限り、枚方市及び地自法第252条の2の2に規定する協議会の公的セクターが運営する医療機関であること、また、時間を区切って異なる医療機関が運営することから責任の所在は明確となる。</p>



09 厚生労働省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	090170	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	食事箋による栄養補給用食品の指示についての在宅医療への適用	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1030030	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>在宅での医療行為としての栄養管理において、栄養補給用食品（一般食品としての流動食：医療保険適用外）を保険外併用療養費（当該食品分は患者全額負担であるが、保険診療には保険適用される）に該当させた上で、医師が食事箋（医薬品の処方箋に相当：病院内では一般に使用されている）を発行して当該食品を指示できるようにすること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>在宅での医療行為としての栄養管理において、栄養補給用食品（一般食品としての流動食：医療保険適用外）を保険外併用療養費（当該食品分は患者全額負担であるが、保険診療には保険適用される）に該当させた上で、医師が食事箋（医薬品の処方箋に相当：病院内では一般に使用されている）を発行して当該食品を指示できるようにする。</p> <p>提案理由：</p> <p>入院時の患者の食事については、医師の食事箋が発行され、療養の一環として栄養補給用食品の使用が認められるのに対し、在宅での食事については、医師の食事箋が発行されない。</p> <p>在宅・通院患者等の栄養管理は、自己負担が少ない等という理由から、ごく一部の保険適用製品（医薬品）の使用が大半を占めている。保険適用製品は現在5～6種類しか存在していないため、患者の状態に応じた製品の利用は困難だが、保険適用対象外の製品は100種類以上存在しており、患者の状態に応じた製品を選択使用できる。食事箋による指示ができるようになることで、このような保険適用外製品について、活用が促進され、患者の栄養状態の向上が期待でき、副作用、合併症など患者の状態の悪化に伴う追加医療費の削減が期待できる。</p> <p>また、単価の安い（保険適用製品の1/2～2/3の単価）製品を使用することで、公費負担額が削減できる。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	090180	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	農林漁業体験民宿の規制緩和による都市・農山漁村交流等の活性化	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1030050	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <p>旅館業法においては、特例として、農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合に限り、客室面積が 33 平方メートル未満であっても営業を認めているが、新たに、NPO法人や農事組合法人等の農林漁業者以外の者が「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に規定する「農山漁村滞在型余暇活動」の役務を提供する「農林漁業体験民宿業」を行う場合も、この特例措置を適用すること。</p>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>提案理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農山漁村においては、高齢化等により人材が不足している状況にある。</li> <li>・このため、農林水産省においては、非農業者等の農業参入を促進するよう各種規制緩和を進めているところである。</li> <li>・しかしながら、現在、旅館業法においては、客室面積に係る特例を農林漁業者のみに限定していることから、非農林漁業者が古民家等を活用して農林漁業体験民宿業を行う上で障害になっており、非農林漁業者の参入が進みにくい状況にある。</li> <li>・よって、農林漁業者に限らず、多様な主体が古民家等を活用して、都市住民や海外旅行者等に対し、農山漁村に滞在しつつ、農林漁業の体験その他農林漁業に対する理解を深める余暇活動の機会を提供することにより、都市農村交流及び国際交流を通じた地域活性化を図ることが可能となる。</li> <li>・なお、前回の厚労省の回答ではNPO等では「自ら家族が暮らす農林漁業者の生活の場」で「利用者が生活を共にする」ことができないので、認められないとしているが、現行の旅館業法の定める規定では、農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う役務としてそのような定めをしておらず、農林漁業者であれば、自宅以外の空き家等を借りて営業する場合であっても、旅館業法の特例が認められている。</li> <li>・このため、NPO等が開設する場合に限り、自宅や生活体験を条件に特例を認めない理由にならない。</li> <li>・また、高齢化・過疎化が進む中山間地域においては、農林漁業者が減っている状況にあり、農林漁業者以外では客室面積が 33 m<sup>2</sup>以下の空き家等を活用できないことは、当該地域の活性化の阻害要因となっている。</li> </ul>

09 厚生労働省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	090190	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	保育所型認定こども園に規定されている認定の有効期間の廃止	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1030080	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	内閣府 文部科学省 厚生労働省
-------------	-----------------------

求める措置の具体的内容	保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間を廃止すること。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>① 保育所を保育所型認定こども園として認定するに当たり有期認定とする理由は、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するためとのことであるが、新たな幼保連携型認定こども園についても、保育所と同様の役割を持っているが、有期認定ではない。</p> <p>② 来年度から実施予定の子ども・子育て支援制度では、市町村では保育等のニーズ調査を行い、5年間の需給計画を策定し、県においてもそれを踏まえ5年間の計画を策定することとされていることから、あえて認定に有効期間を設定し、5年ごとに都道府県が需給状況に鑑みて判断する必要性は無いと考えられる。</p> <p>以上のことから、保育所型の有期認定は廃止すべきである。</p> <p>提案理由：</p> <p>①有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しい、また保護者も「途中退所を求められるかもしれない」と不安に思うなどの支障がある。</p> <p>②保育所型のみ期限（5年を超えない範囲内）を定め認定することとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図ることができる。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	090200	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	私立保育所における3歳未満児に 対する給食の外部搬入の実施	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1030090	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>公立・私立を問わず保育所の適切な運営を図るため、公立保育所が給食の外部搬入を認められている地域では、私立保育所でも満3歳に満たない児童に対して給食の外部搬入を可能とすること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>提案理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公立保育所では、特区認定により満3歳に満たない児童の食事の外部搬入が認められている一方で、私立保育所では認められておらず、公立保育所とのバランスを欠く。</li> <li>私立保育所で給食の外部搬入が可能となることで、保育所運営の合理化に向けた選択肢が広がり、効率化が進む可能性がある。</li> <li>平成24年に行われた構造改革特区評価・調査委員会による調査では、「公立保育所における給食の外部搬入実施により、保育士の加配、延長保育の充実、保育料の軽減等、保護者の望む保育の提供に繋がっている」ことが確認されている。</li> <li>なお、現在、公立保育所における実施についても構造改革特区の認定が必要であることから、私立保育所についても同様に特区による方法が最も現実的である。</li> </ul>

09 厚生労働省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	090210	プロジェクト名	AKIYA ステイ・プロジェクト	
要望事項 (事項名)	旅館業法及び旅館業法施行令の緩和	都道府県	群馬県	
		提案事項管理番号	1031010	
提案主体名	上武大学ビジネス情報学部 森下研究室藤岡市研究班, 同富岡市研究班, 同高崎市研究班, 同伊勢崎市研究班			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>旅館業法第2条第4項にある「簡易宿所営業」の施設の構造設備の基準を定める旅館業法施行令第1条3項を、特区における空き家を簡易宿泊所（あるいは民宿）として利用する際に、空き家の現況に応じ、緩和して適用すること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>全国規模で空き家の増加が問題視されているが、群馬県もその例外ではない。全国の各市・区で空き家の適性管理に関する条例が定立されており、群馬県藤岡市でも、先般、空き家に関する条例を定め、その適正な管理を求めている。この空き家をただ放置・管理するのではなく、地域振興の資源と捉えた場合、設備の整った空き家は宿泊所としても利用しうる。特に、群馬県富岡市・藤岡市・伊勢崎市・下仁田町は、「富岡製糸場と絹産業遺産群」として世界遺産に登録された施設を抱え、今後、観光客の増加が見込まれるが、宿泊施設は必ずしも十分ではない。新たな宿泊所を敢えて建設せず、周辺地域の空き家となった民家に宿泊して、長期の滞在、グリーンツーリズムも含めた観光を満喫して貰えば、空き家の有効活用と地域振興を期待できる。これにより日本の地方の良さを知り、留学や移住に結びつけば、過疎化対策ともなり得る。これら宿泊所として利用する空き家の管理は地域の高齢者によって担われるよう促す。すでに上記の市町で空き家に関する条例を制定した藤岡市では空き家の管理について「シルバー人材センター」の活用を藤岡市公式サイト等を通して呼びかけている。このように、地域の観光資源による集客を、地域の空き屋が吸収し、観光客の観光規模の長期化・広域化を促し、さらに高齢者の雇用拡大にも繋がりを期待し、左記のように法令適用の緩和を提案する。なお、上記の市町に高崎市を加えているのは、高崎市が上記の市町をつなぐ結節点としての役割を果たす交通の要所であり、広い市域に空き家が点在しているためである。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	090220	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	保険医療機関における付添看護要件の緩和と障害福祉サービスの事業追加	都道府県	熊本県	
		提案事項管理番号	1032080	
提案主体名	熊本県			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険医療機関における付添看護要件を緩和し、障害福祉サービスの付添支援を行うヘルパーについては、付添を可能とすること。</li> <li>・ 障害福祉サービスの事業に、医療機関の中で入院中にヘルパーが付き添いを行う事業（付添支援）を追加すること。</li> </ul>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【具体的事業の実施内容】</p> <p>重度の身体障がい児・者や意思疎通の困難な重度の知的、精神障がい児・者に限定したうえで、医療機関の中で入院中にヘルパーが付き添いを行う事業（付添支援）を可能とすること。</p> <p>【提案理由】</p> <p>国の通知では、「看護は、当該保険医療機関の看護要員のみによって行われるものであり、当該保険医療機関において患者の負担による付添看護が行われてはならない。ただし、患者の病状により、又は治療に対する理解が困難な小児患者又は知的障害を有する患者等の場合は、医師の許可を得て家族等患者の負担によらない者が付き添うことは差し支えない。」とされている。</p> <p>しかし、会話ができず、ナースコールボタンすら押せない程の障がいがある患者の場合、医療機関より常時家族等の付添を求められるという実態がある。こうした場合に、常時家族等が見守りを行うことが不可であるとき、普段から介護を行っているヘルパーによって家族と同等の介護を施すことのできる支援体制を整えることが必要となるため、入院中も障害福祉サービスの事業として、付添支援を利用できるようにしていただきたい。</p>

09 厚生労働省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	090230	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	職業訓練法人設立の調理師養成施設での外国人留学生受入要件の緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1038010	
提案主体名	職業訓練法人 東京都調理職業訓練協会			

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	職業訓練法人設立の調理師養成施設においても、学校法人等で外国人留学生を受け入れる場合と同様に、在留資格「留学」での外国人留学生の受入を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>第 25 次提案募集関係の再々検討要請に対する回答において、当該施設が「設備及び編制に関してこれらに準ずる機関」であるか否かが客観的に判断されていないため、対応は困難と回答されている。</p> <p>そこで、東京入国管理局に職業訓練法人設立の調理師養成施設が客観的に「設備及び編制に関して準ずる機関」と認められる要件を問い合わせたところ、そのような判断基準は持ち合わせていないとの回答があった。</p> <p>構造改革特区として対応不可の理由として「設備及び編制に関してこれらに準ずる機関」として客観的に認められるかどうか不明とされるのであれば、例えば、日本語学校における告示の制度のように、客観的に認められる要件を第三者が容易に判断できる基準を公示すべきと考える。</p> <p>については、職業訓練法人設立の調理師養成施設が客観的に「設備及び編制に関して準ずる機関」と認められる要件の明示を求める。</p>